○東京藝術大学社会連携センター「ユーラシア文化交流基金実行 委員会」要項

> 令和4年6月23日 制 定

(設置)

- 第1条 本学社会連携センターにユーラシア文化交流基金実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。
- 2 実行委員会を置く期間は、令和4年7月1日から令和5年3月31日までとする。 (目的)
- 第2条 実行委員会は、令和4年3月末をもって解散した「ユーラシア文化交流プロジェクト」の活動により寄附のあった「ユーラシア文化交流基金(以下「交流基金」という。)」を原資に当該プロジェクトの事業整理及び交流基金の清算を行うことを目的とする。

(委員)

- 第3条 実行委員会の委員は、本学の職員及び学外の有識者のうちから社会連携センター長が指名する。
- 2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(委員長)

- 第4条 実行委員会に委員長を置き、社会連携センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、実行委員会を主宰する。

(手当)

- 第5条 委員のうち本学の非常勤職員及び学外の有識者が、第2条に規定する実行委員会の審議等に参加する場合は、日額20,000円を支給するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、実費を上限として、交通費を支給することができる。 (庶務)
- 第6条 実行委員会の庶務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、実行委員会の運営等に関し必要な事項は、社会連携センター長が別に定める。

附則

この要項は、令和4年7月1日から施行する。